

国立大学法人島根大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当(賞与)の額について、役員給与規程において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員の職務実績を勘案し、経営協議会の議を経て、学長が、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 { ①12月に支給する期末特別手当の支給割合の引き下げ(0.10月分)を行った。(H22.12.1施行)
②本給月額を約0.2%引き下げを行った。(H22.12.1施行) }

理事 { 法人の長と同様に改定 }

理事(非常勤) { 改定なし }

監事 { 法人の長と同様に改定 }

監事(非常勤) { 改定なし }

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 16,791	千円 12,324	千円 4,467	千円 0 ()			
A理事	千円 13,325	千円 9,744	千円 3,532	千円 49 (通勤手当)			
B理事	千円 13,474	千円 9,744	千円 3,532	千円 198 (通勤手当)			
C理事	千円 13,325	千円 9,744	千円 3,532	千円 49 (通勤手当)			
D理事	千円 13,300	千円 9,744	千円 3,532	千円 24 (通勤手当)			
E理事	千円 12,389	千円 7,457	千円 3,606	千円 432 (扶養手当) 473 (広域異動手当) 420 (単身赴任手当)			◇
F理事 (非常勤)	千円 1,200	千円 1,200	千円 0	千円 0 ()			
A監事	千円 11,694	千円 8,424	千円 3,053	千円 216 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 1,200	千円 1,200	千円 0	千円 0 ()			

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「広域異動手当」とは勤務箇所を異にして異動した場合で、住居と勤務箇所がいずれも60キロメートル以上であるときに当該異動等の日から3年経過するまで支給される手当である。

注3:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当なし	
理事A						該当なし	
理事B						該当なし	
理事C						該当なし	
理事D						該当なし	
理事E						該当なし	
理事F (非常勤)						該当なし	
監事A						該当なし	
監事B (非常勤)						該当なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

1. 人員削減も含めた組織や人事制度の見直しにより積極的な人件費の抑制に努める。
2. 外部資金等自己収入の獲得により総収入額に占める人件費率の抑制に努める。
3. セグメント(学部, 施設等)単位で人件費を配分する自己管理方式を原則とし, 執行上の工夫と財源確保のための自助努力を推進する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

本学独自の新たな給与制度を構築するまでの間は, 国家公務員の給与制度を準用していることから, 給与水準の決定にあたっては国家公務員の給与改定に準じて改定を実施する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給, 昇格の実施及び勤勉手当の成績率の決定にあたり, 個人評価処遇反映のためのガイドラインに基づき, 評価結果を勤務成績に反映させる。

[能率, 勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給 (昇給)	1月1日に, 昇給日前1年間における5段階(V~I)の勤務成績に応じた号俸数に昇給させることができる。
俸給 (昇格)	従事する職務に応じ, かつ, 総合的な能力の評価により上位の級に昇格させる。
賞与・勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日, 12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給する。

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

- ・労働基準法の改正に伴い, 月60時間を超える時間外労働に対する割増給与の率を100分の150に引き上げた。
- ・NICUに入室する新生児の主治医となる職員に対し「NICU新生児担当医手当」を新設した。(初回入院時1回 10,000円)
- ・12月に支給する期末・勤勉手当(ボーナス)の支給割合の引き下げ(0.15月分)を行った。
- ・40歳以上相当の月例給を, 全俸給表について平均0.1%の引下げを行った。
- ・平成18年4月1日の俸給の切替えに伴い経過措置(現給保障)の受けている者について, 経過措置の算定基礎となる額について, 調整率(100分の99.59)を乗じて得た額とした。
- ・55歳を超える職員(職務の級等が一定以上である者に限る。)の俸給月額等について, 俸給表の引き下げとは別に1.5%の引き下げを行った。
- ・大学入試センター試験に従事する職員に対し大学入試センター試験手当を新設した。(業務内容により1日 6,000円~10,000円)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	1396人	44.5歳	6,427千円	4,776千円	46千円	1,651千円
事務・技術	323人	45.0歳	5,358千円	4,002千円	72千円	1,356千円
教育職種 (大学教員)	620人	47.9歳	8,039千円	5,938千円	36千円	2,101千円
医療職種 (病院医師)	該当なし					
医療職種 (病院看護師)	268人	40.2歳	4,960千円	3,703千円	41千円	1,257千円
教育職種 (附属義務教育学校教員)	40人	41.3歳	6,552千円	4,926千円	71千円	1,626千円
医療職種 (病院医療技術職員)	86人	40.1歳	4,903千円	3,674千円	46千円	1,229千円
その他医療職種 (医療技術職員)	1人					
その他医療職種 (看護師)	2人					
技能・労務職種	12人	55.6歳	5,001千円	3,740千円	41千円	1,261千円
医療職種 (特例看護職員)	44人	26.6歳	3,793千円	2,955千円	18千円	838千円
再任用職員	17人	62.1歳	2,996千円	2,559千円	59千円	437千円
事務・技術	12人	62.1歳	2,978千円	2,548千円	66千円	430千円
教育職種 (大学教員)	該当なし					
医療職種 (病院医師)	該当なし					
医療職種 (病院看護師)	1人					
技能・労務職種	4人	61.8歳	2,881千円	2,454千円	44千円	427千円
非常勤職員	4人	41.8歳	4,981千円	3,809千円	7千円	1,172千円
事務・技術	該当なし					
教育職種 (大学教員)	4人	41.8歳	4,981千円	3,809千円	7千円	1,172千円
医療職種 (病院医師)	該当なし					
医療職種 (病院看護師)	該当なし					
技能・労務職種	該当なし					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注3:「医療職種(医療技術職員)」とは、病院部門において栄養士、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の業務を行う職種を示す。

注4:「その他医療職種(看護師)」とは、病院以外の部門において看護師、保健師の業務を行う職種を示す。

注5:「その他医療職種(医療技術職員)」とは、病院以外の部門において、栄養士、臨床検査技師の業務を行う職種を示す。

注6:「技能・労務職種」とは、自動車運転手、医療機器操作員、検査助手、剖検助手、看護助手、守衛等の業務を行う職種を示す。

注7:「医療職種(特例看護職員)」とは、病院職種(病院看護師)と同種の業務であるが、給与形態が異なる職種である。

注8:常勤職員の「その他医療職種(看護師)」,「その他医療職種(医療技術職員)」,再任用職員の「医療職種(病院看護師)」は、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項について記載していない。

注9:在外職員及び任期付職員の区分については、該当者がいないため、表を省略した。

① 職種別支給状況(年俸制適用者)

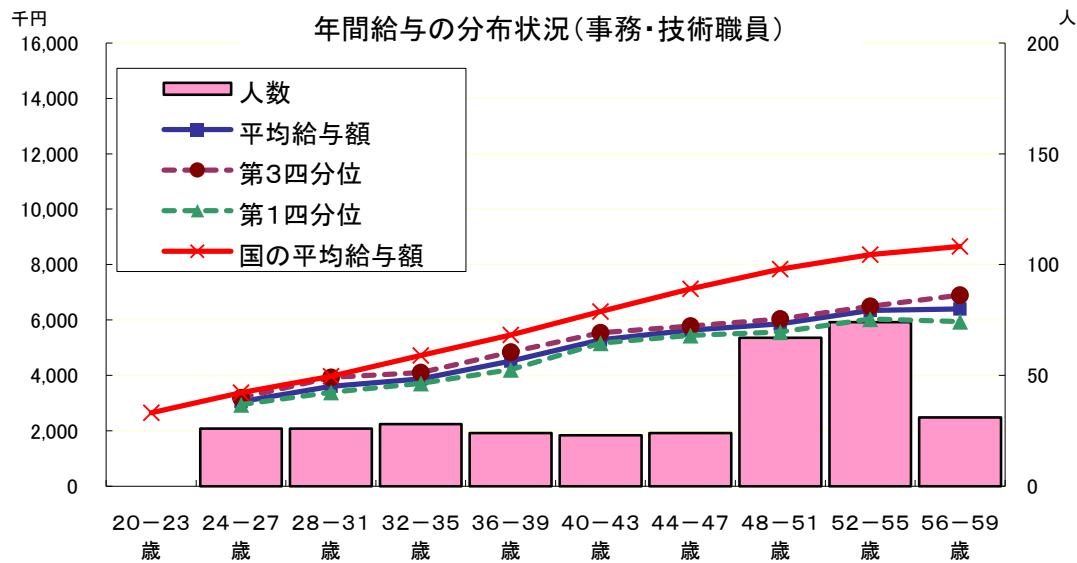
区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	1					
事務・技術	該当なし					
教育職種 (大学教員)	1					
医療職種 (病院医師)	該当なし					
医療職種 (病院看護師)	該当なし					
任期付職員	77	32.0	3,742	3,471	13	271
事務・技術	該当なし					
教育職種 (大学教員)	該当なし					
医療職種 (病院医師)	該当なし					
医療職種 (病院看護師)	該当なし					
病院診療職員	77	32.0	3,742	3,471	13	271

注1:「病院診療職員」とは、医学部附属病院において主として診療業務に従事するほか、必要に応じ、診療を通じて臨床教育の補助及び診療に関する研究に従事する医師または歯科医師のことをいう。

注2:常勤職員の「教育職種(大学教員)」は、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項について記載していない。

注3:在外職員、再任用職員及び非常勤職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員, 任期付職員及び再任用職員を除く。以下, ⑤まで同じ。]



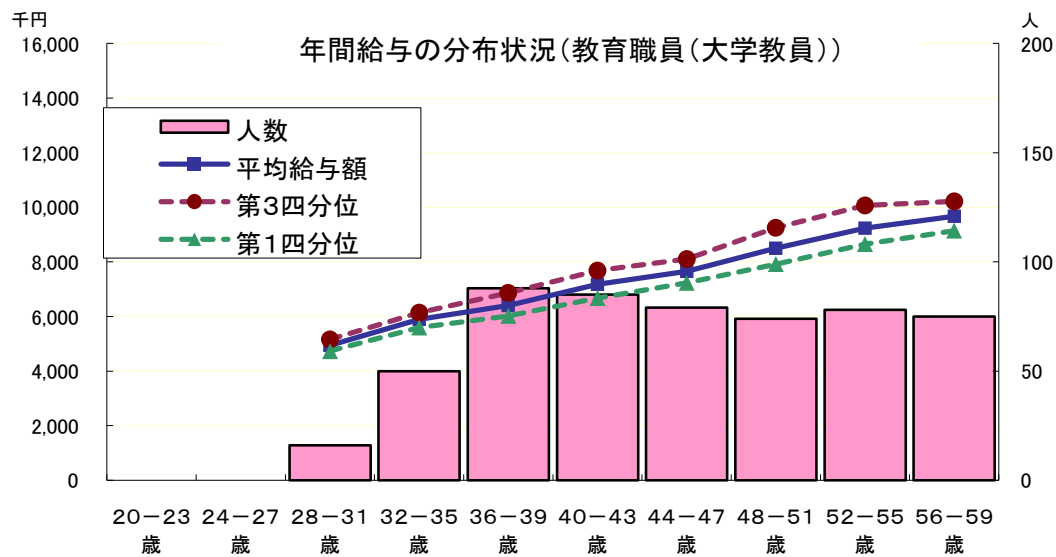
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下, ⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
部長	2		-	-	-	-	-
課長	15	54.8	7,197	8,598	7,858	8,598	8,598
課長補佐	34	54.7	6,128	6,543	6,348	6,543	6,543
係長	126	50.2	5,619	6,164	5,892	6,164	6,164
主任	44	45.9	4,628	5,626	5,159	5,626	5,626
係員	102	33.5	3,185	4,200	3,809	4,200	4,200

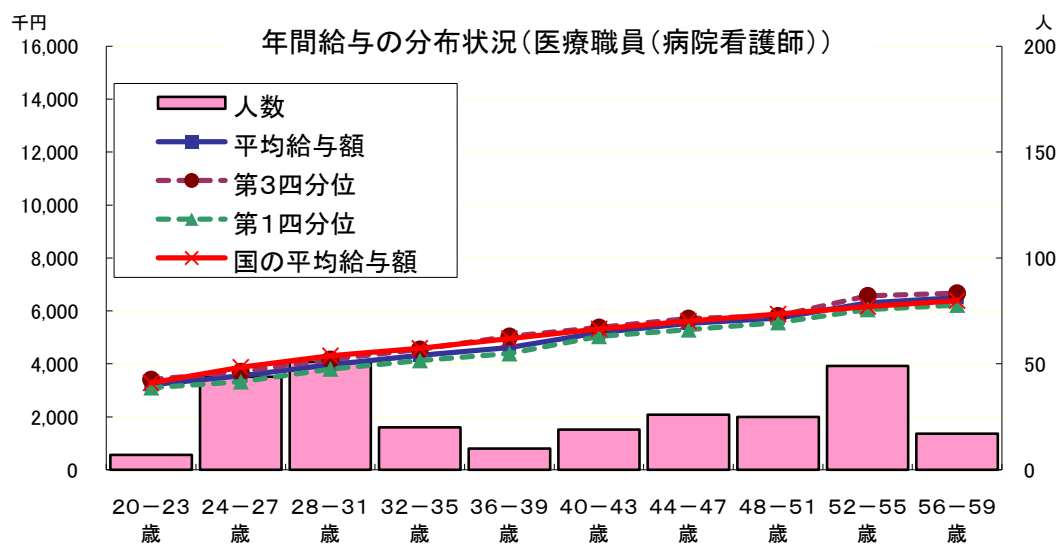
注1:「部長」には同相当職である「次長」を,「課長」には同相当職である「事務長」及び「監査室長」を,「課長補佐」には同相当職である「事務長補佐」及び「専門員」を,「係長」には同相当職である「専門職員」及び「技術専門職員」を含む。

注2:「部長」の該当者は2名のため,当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから,平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
教授	246	55.9	9,058	9,686	10,229
准教授	177	45.6	7,155	7,614	8,108
講師	55	41.4	6,197	6,958	7,519
助教	132	38.7	5,717	6,050	6,468
教務職員	10	44.8	4,704	5,039	5,462



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1		-		-
副看護部長	3	53.5	-	6,664	-
看護師長	25	54.9	6,461	6,612	6,720
副看護師長	43	50.4	5,751	6,021	6,342
看護師	196	35.8	3,700	4,418	5,237

注1:「看護部長」の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。

注2:「副看護部長」の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1分位及び第3分位については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	主任係員	係長主任	課長補佐係長	課長課長補佐	部長課長
人員(割合)	323人	25人 (7.7%)	57人 (17.6%)	147人 (45.5%)	68人 (21.1%)	17人 (5.3%)	8人 (2.5%)
年齢(最高～最低)		29歳 ～ 24歳	57歳 ～ 27歳	59歳 ～ 35歳	59歳 ～ 48歳	59歳 ～ 54歳	58歳 ～ 49歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,581千円 ～ 1,886千円	3,596千円 ～ 2,294千円	4,646千円 ～ 2,738千円	4,991千円 ～ 4,267千円	5,815千円 ～ 4,646千円	7,261千円 ～ 5,695千円
年間給与額(最高～最低)		3,421千円 ～ 2,518千円	4,776千円 ～ 3,040千円	6,240千円 ～ 3,660千円	6,763千円 ～ 5,887千円	7,615千円 ～ 6,313千円	9,489千円 ～ 7,503千円

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	事務局長部長	事務局長	事務局長
人員(割合)	-	1人 (0.3%)	該当者なし ()%	該当者なし ()%	該当者なし ()%
年齢(最高～最低)		～	～	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	～	～	～
年間給与額(最高～最低)		～	～	～	～

注:7級の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教	講師	准教授	教授
人員(割合)	620人	10人 (1.6%)	132人 (21.3%)	56人 (9%)	176人 (28.4%)	246人 (39.7%)
年齢(最高～最低)		56歳 ～ 28歳	64歳 ～ 28歳	53歳 ～ 29歳	64歳 ～ 32歳	65歳 ～ 41歳
所定内給与年額(最高～最低)		4,421千円 ～ 2,992千円	5,369千円 ～ 3,135千円	6,606千円 ～ 3,597千円	7,171千円 ～ 4,012千円	8,797千円 ～ 5,108千円
年間給与額(最高～最低)		5,916千円 ～ 3,859千円	7,020千円 ～ 4,077千円	8,600千円 ～ 4,829千円	9,697千円 ～ 5,515千円	12,202千円 ～ 6,943千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長
人員 (割合)	268人	該当者なし (%)	196人 (73.1%)	43人 (16%)	25人 (9.3%)	3人 (1.1%)	1人 (0.4%)
年齢(最高～最低)		}	57歳 }	59歳 }	58歳 }	54歳 }	}
所定内給与 年額(最高～最低)		}	4,672千円 }	5,271千円 }	5,292千円 }	4,725千円 }	}
年間給与額 (最高～最低)		}	6,294千円 }	7,069千円 }	7,266千円 }	6,668千円 }	}
			2,243千円	3,720千円	4,468千円	4,721千円	
			2,971千円	4,964千円	6,101千円	6,656千円	

区分	計	7級
標準的な職位		看護部長
人員 (割合)	-人	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)		}
所定内給与 年額(最高～最低)		}
年間給与額 (最高～最低)		}

注:6級の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 66.6	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.6	% 33.4	% 34.5
	最高～最低	% 41.8～33.2	% 40.2～30.3	% 38.2～31.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.7	% 66.8	% 65.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.3	% 33.2	% 34.7
	最高～最低	% 43.2～31.9	% 40.2～28.6	% 41.6～30.3

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.4	% 64.4	% 62.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 39.6	% 35.6	% 37.6
	最高～最低	% 49.3～33.5	% 46.0～30.5	% 45.7～32.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.8	% 67.0	% 65.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.2	% 33.0	% 34.6
	最高～最低	% 43.2～32.6	% 40.2～25.3	% 41.7～29.8

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 62.2	% 66.2	% 64.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 37.8	% 33.8	% 35.8
	最高～最低	% 43.2～32.4	% 40.2～29.6	% 41.7～31.0

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	78.2
対他の国立大学法人等	91.6

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	94.1
------------	------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	97.0
対他の国立大学法人等	96.5

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 78.2	
	参考	地域勘案 85.0
		学歴勘案 78.2
		地域・学歴勘案 84.8
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 36.0% (国からの財政支出額 12,449百万円, 支出予算の総額 34,562百万円:平成22年度予算)	
	【検証結果】 対国家公務員 78.2, 国からの財政支出の割合が36.0%であることから、適切な給与水準の状況であると思われる。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成21年度決算)	
講ずる措置	今後も適正な役職員の給与水準となるよう努めたい。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 97.0	
	参考	地域勘案 99.4
		学歴勘案 95.3
		地域・学歴勘案 97.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 36.0% (国からの財政支出額 12,449百万円, 支出予算の総額 34,562百万円:平成22年度予算)	
	【検証結果】 対国家公務員 97.0, 国からの財政支出の割合が36.0%であることから、適切な給与水準の状況であると思われる。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成21年度決算)	
講ずる措置	今後も適正な役職員の給与水準となるよう努めたい。	

・教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

91.8

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与, 報酬等支給総額 (A)	10,423,533	10,804,221	△ 380,688	(△3.5)	-	-
退職手当支給額 (B)	901,829	1,117,626	△ 215,797	(△19.3)	-	-
非常勤役員等給与 (C)	2,487,362	2,169,936	317,426	(14.6)	-	-
福利厚生費 (D)	1,565,255	1,519,911	45,344	(3.0)	-	-
最広義人件費 (A+B+C+D)	15,377,979	15,611,694	△ 233,715	(△1.5)	-	-

注)「非常勤役員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注)「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

1. 対前年比の増減要因の分析について

①給与, 報酬等支給総額 対前年度比 △3.5%

減額となったのは、期末・勤勉手当(ボーナス)の支給割合を下げたこと、中高年齢層について俸給表を引下げたこと、及び55歳を超える職員(行政職俸給表(一)5級以下の職員及びこれに相当する級の職員を除く)について、俸給及び俸給の特別調整額の支給額を一定率で減額したこと(いずれも平成22年12月1日施行)が主な要因である。

②最広義人件費 対前年度比 △1.5%

減額となったのは、「①給与, 報酬等支給総額」で記載した内容が主な要因であるが、一方で看護体制整備に係る看護師増による「非常勤役員等給与」の増額があったため、その減額の割合が低く抑えられている。

2. 行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組状況

- i) 同方針において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減を行う。
- ii) 同方針において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、「平成22年度までの5年間で5%以上」の人件費削減を中期計画において定め、人件費シミュレーションを基に人件費削減を行っている。
- iii) 上記 i) 及び上記 ii) の進捗状況

【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないとする。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与, 報酬等支給総額 (千円)	11,898,763	11,128,742	11,138,858	11,113,430	10,804,221	10,423,533
人件費削減率 (%)		△ 6.5	△ 6.4	△ 6.6	△ 9.2	△ 12.4
人件費削減率(補正值) (%)		△ 6.5	△ 7.1	△ 7.3	△ 7.5	△ 9.2

注)「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%である。

注)基準年度(平成17年度)の給与, 報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎として算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし